

電子案内板システム構築・設置業務委託 仕様書

本仕様書は、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会（以下「甲」という。）が発注する「電子案内板システム構築・設置業務委託」を受託するもの（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名称

電子案内板システム構築・設置業務委託

(2) 業務目的

那須地域の観光地としてのイメージは、温泉地やロイヤルリゾートであり、高原や山間部が観光エリアの中心となっている。日本遺産として認定された当地域としては、構成文化財が点在する那須野が原について、歴史・文化という視点で新たな平野部の観光エリアとしての磨き上げを進め、既存の観光エリアとの回遊性を高め、地域全体の魅力向上により国内外からの観光客を集客し、経済効果を高める必要がある。

ついでには、那須野が原博物館及び道の駅等の集客力のある観光施設を日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」の情報発信の拠点として、電子案内板の充実による受入態勢の整備を行う。

(3) 業務項目

- ① 電子案内板システム構築業務
- ② 電子案内板設置業務

(4) 履行期限

契約日の翌日から平成31年3月15日

(5) 契約上限額

4,288,560円（消費税および地方消費税を含む）

2 業務内容

(1) 電子案内板システム構築業務

① 基本要件

ア 観覧者に日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」の魅力を伝え、日本遺産の周遊を促進する掲示を提案・構築すること。

イ 日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」のストーリーを

効果的に紹介する掲示を提案・構築すること。

ウ 動画、画像が掲示可能なこと。

エ 多言語での情報掲載が可能なこと。(英語は必須)

オ イベント情報等の各設置施設の情報が掲載可能なこと。

※ 日本遺産のストーリー及び構成文化財の紹介記事(日本語、ドイツ語、英語及び中国語(繁体・簡体))、画像及び日本遺産紹介動画は事務局から提供する。

② コンテンツ制作要件

ア コンテンツの制作・配信・更新が、容易な操作で可能なこと。

イ コンテンツを制作する端末に変更があった場合に、料金が発生せず、速やかに対応可能なこと。

③ 機器要件

ア 設置する施設にあわせて、インターネットに接続する電子案内板又はインターネットに接続しない電子案内板を設置すること。

イ インターネットに接続する電子案内板について

- ・インターネット上のサーバーにデータを保存し、設置された各電子案内板のデータ共有が可能なこと。
- ・電子案内板がインターネット上のサーバーに接続する経路は、十分にセキュリティ対策されており、プロキシ等のネットワークの設定が可能なこと。
- ・インターネット上のサーバーは、十分にセキュリティ対策されていること。

ウ 動画及び音の再生に対応し、かつ表示装置の HDMI 端子に接続すれば動画と音が流せること。

エ 映像出力はフルHD(1920×1080)画質以上であること。

オ 汎用性・経済性を考慮するとともに、故障時には復旧に向けて早急に対応すること。

カ 画面サイズは横型40インチ以上であること。

④ 稼働要件

ア コンテンツ配信者への操作教育が可能であること。

イ 操作方法や不明な点について電話及びメールで問い合わせができる専用の窓口があること。

ウ インターネットに接続する電子案内板の維持管理等の費用は、可能な限り費用が発生しないものとするが、費用が発生する場合の上限額は、各施設月額6,800円(税別)とする。

エ インターネットに接続しない電子案内板は、維持管理等の費用が掛からないこと。

(2) 電子案内板設置業務

① 設置施設

＜インターネットに接続する電子案内板の設置予定施設＞

- ・ 那須野が原博物館
- ・ 那須塩原市観光振興センター
- ・ アグリパル塩原
- ・ 道の駅 明治の森・黒磯
- ・ 道の駅やいた

＜インターネットに接続しない電子案内板の設置予定施設＞

- ・ 道の駅与一の郷
- ・ くらしの館
- ・ 那須歴史探訪館
- ・ 那須町役場交流広場

※ 設置施設内設置箇所については、別紙のとおり

※ 各施設に設置する電子案内板の種類は変更の可能性あり。

② 設置要件

固定して設置すること。

3 提出物

(1) 提出物

- ① 業務完了報告書
- ② 事業計画書
- ③ 構成設計書
- ④ デザイン設計書
- ⑤ 操作マニュアル

(2) 提出物について

操作マニュアルは、印刷物及び電子媒体で、10部提出すること。

(3) 提出場所

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 事務局

4 支払条件

業務完了後の一括払

5 その他

- (1) 乙は契約締結後、速やかに事業計画書を提出する。
- (2) 業務の円滑な進捗及び成果を把握するため定例的な打合せを行う。また、受託者は打合せ記録簿を作成すること。
- (3) 乙が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、那須塩原市個人情報保護条例（平成 20 年条例第 32 号）那須塩原市個人情報保護条例施行規則（平成 20 年規則第 54 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他、個人情報の保護に努めること。
- (4) 乙は、本委託業務を行うにあたって業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務の制作物等の所有権・著作権は原則として甲に帰属する。
- (6) 乙は、乙が甲に納品したデザインを含む一切の成果物について、第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害してはいけない。侵害した場合には、乙は、その損害に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲から提供があったデータについては、この限りではない。
- (7) この仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、甲と乙で別途協議する。